

別紙2 FAQ (9/6更新)

項目	NO	問	答
申請に関する こと	1	いつ購入したものが対象ですか。 いつ支払った賃金が対象ですか。	補助金の対象期間は令和4年4月1日から10月31日です。 補助対象期間内に発注、契約締結、納品、施工、支払いまで完了した経費及び賃金が対象となります。 ※令和4年3月の超過勤務手当を令和4年4月に支払う場合は対象となります。
	2	具体的な申請手続きについての通知を待ってから作業を進めればよいですか。	補助対象期間は令和4年4月1日から10月31日です。この間に支払ったものが対象となります。すでに購入・納品等がされている物に係る領収書等の整理や、かかり増し経費の検討、今後購入する物の選定・発注等を進めてください。
	3	補助金の受領までにどんな手続きがありますか。	11月7日までに交付申請兼実績報告書とその他添付資料を郵送にて提出してください（消印有効）。併せて、横浜市電子申請システムにて、申請用Excelを提出してください。詳細につきましては、別紙1 申請マニュアルを参照してください。
	4	補助金の申請は施設単位ですか。法人でまとめて申請することは可能ですか。	電子申請への登録を含めて、必ず施設単位で申請してください。
	5	物品購入経費を申請するときにはどんな書類が必要になりますか。	実績報告の際には、経費を支払ったことのわかる「領収書」や「通帳の写し」（口座引き落としの場合）、などの提出が必要です。提出の確認ができない場合、補助金の対象とすることができませんので、あらかじめ書類の整理を進めていただくようお願いします。
	6	レシートは領収書に代えることができるか。	購入した物の内容、購入日、金額が確認できるレシートであれば大丈夫です。
	7	領収書の宛名は購入した職員名でもよいですか。	法人名の宛名が必要です。職員が購入し、その後法人が立て替えた場合は対象となります。立て替えた際は法人と職員間でかわした領収書の写しを提出してください。
	8	代表者の押印は必要ですか。	申請書兼実績報告書は押印不要です。補助金額の確定後、ご提出いただく請求書には必要となる場合があります。
	9	新型コロナウイルス感染症に関する保育施設再開補助金、その他補助金と同じ内容（重複）を申請できるか。	重複の申請はできません。
	10	申請上限額はいくらになりますか。	7月22日付の通知をご参照ください。

項目	NO	問	答
かかり増し経費	11	かかり増し経費とは何ですか。 【更新】	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が勤務時間外に消毒、清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日割増賃金 ・コロナ感染症対応の貢献度に応じて支給する特別手当 など法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金等が対象です。 （感染対策業務に従事した時間が対象） ※手当等の水準については、社会通念上適当と認められるものであることが必要です。 ※派遣料等の直接職員に支払っていない賃金を申請する際には、領収書等支払ったことが分かる資料を添付してください。 ※その他補助金、給付費等の対象となっているものは除きます。（FAQ NO.12参照） <ul style="list-style-type: none"> ・施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援（手当として支給、又は施設が購入して職員へ配布） ※FAQ No.13、14参照
	12	雇用状況表に記載した職員の賃金をかかりまし経費として、どのように申請したらいいか。	給付費等の加算対象となっている時間は除いて申請してください。 例1) 勤務時間40時間のうち、30時間は保育に従事し、10時間は消毒作業等のコロナ対応時間の場合 →雇用状況表では勤務時間を30時間として提出し、本補助金ではかかり増し経費として10時間を申請してください。 ※既に令和4年度4月分～7月分の雇用状況表に本来かかりまし経費で請求すべき時間数が計上されている場合、雇用状況表の差し替えや過誤再請求は取り扱いませんので、コロナ補助金としての請求はできません。 かかりまし経費としてコロナ補助金の請求を行う場合は、8月分以降の給付費の請求の際に、かかり増し経費の対象となる時間数を雇用状況表に計上しないようご注意ください。 ※雇用状況表への記載の有無に関わらず、コロナ対応に関する特別手当として支給する賃金は対象となります。
	13	かかり増し経費には給与規程の変更が必要ですか。	必ずしも給与規程の変更を行うことを求めるものではなく、感染症対策を行った職員に係る人件費に充ててください。その際、職員に支給方法や算定方法等を周知するなど、透明性の確保にご留意ください。かかり増し経費については、感染症対策として職員に支給したこと等がわかる書類として、【添付資料1 かかり増し経費（職員の受領印）】を提出して頂きます。 ※添付資料1を提出することで、賃金台帳・給与明細等の写しは原則不要ですが、申請内容に応じて、提出を求める場合があります。

項目	NO	問	答
かかり増し経費	14	施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援とは何ですか。 【更新】	施設が感染防止対策を行う上で、職員が日常生活等で必要とする物品が対象です。 対象物品は、手荒れ防止用ハンドクリーム、マスク（職員用）、 <u>ウェストポーチ、エプロン、帽子、ゴーグル（フェイスシールド）、手袋、ガウン、タオル</u> です。（※下線が引いてある物品は消毒の用途で使用するものに限りです。） 上記以外の物品はかかり増し経費ではなく、感染防止用の物品購入経費として申請してください。 ※マスクは一律、かかり増し経費として申請してください。 ※指定の対象物品以外の物品は対象外となります。 たとえ、対象物品と類似のものであっても、物品の名称が指定の物品と異なる場合は対象外です。タオルは一般的な布のタオル以外は対象外です。
	15	慰労金を支給することは可能か。	一律に支給する慰労金は対象となりませんが、コロナ対応の貢献度に応じて支給する特別手当として、積極的にご活用ください。
	16	保育スタッフを新たに雇用した場合や、従来からのスタッフが残業して消毒作業を行った場合の人件費は対象となりますか。 人材派遣を利用した場合はどうですか。 【更新】	保育に従事する時間は対象となりませんが、新型コロナウイルス感染症対策に従事した時間に対する 新たに雇用したスタッフの人件費、残業手当、人材派遣料も対象となります。なお、市から支給している給付費、向上支援費、延長保育事業費や他の交付金・補助金等との重複はできません。 ※職員に直接支出をしない職員募集にかかる広告費、紹介手数料等は対象外です ※申請内容に応じて、雇用状況表等の書類の提出を求める場合があります。
	17	法定福利費は対象になりますか。	かかり増し経費として職員への手当等を支給したことにより増額した法定福利費等の事業者負担分は補助対象になります。 様式は問いませんが、かかり増し経費を申請することで、どれくらい法定福利費が増額したかが分かるような資料を作成し、提出してください
	18	かかり増し経費として人件費を支払う際に発生する口座振込手数料は対象になりますか。	対象になりません。
	19	コロナ感染症に対応するために雇った職員の園までの交通費は対象になりますか。	かかり増し経費として申請する人件費に対する交通費のみ対象となります。必要に応じて按分したうえで申請してください。

項目	NO	問	答
感染防止用の物品購入経費	20	感染症防止用の物品等とは具体的には何ですか。	<p>消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬、雑巾、ペーパータオル等の新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものが対象となります。</p> <p>※マスクは一律、かかり増し経費として申請してください。</p> <p>また、子どもが密にならないように配慮するため、絵本・おもちゃやベビーカー・バギーの追加購入費など、今後、感染症対策を徹底しつつ、保育を継続していくために必要な物品も対象として差し支えありません。</p> <p>その他、職員のリモート環境を整備するためのパソコン、モニターやヘッドセット等の購入経費も含まれます。</p> <p>ただし、パソコン設定費用、保証費用、食料品、感冒薬（風邪薬等）、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。また、単に劣化や故障などを理由とした備品等の買い替えや改修も対象外です。</p>
	21	100万円以上の物品の購入及び工事にあたって、必要なことはありますか。	<p>1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必須です。（実績報告時に見積書を添付していただきます。）ただし、専門性・特殊性から市内に2者以上の受注事業者がいない場合には、市内又は市外事業者1者への発注が可能となりますが、必ず理由書を提出してください。</p> <p>上記の理由以外で市内又は市外1者に発注した場合は補助対象になりませんので、ご注意ください。</p> <p>※横浜市補助金等の交付に関する規則 第24条</p>
	22	法人で全施設分購入してもいいですか。	<p>各施設へ購入した物品を配布し、按分額を各施設の対象経費として計上するのであれば構いません。ただし、原則として1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必要です。（実績報告時に見積書を添付していただきます。）</p> <p>※FAQ No. 20参照</p>
	23	万が一職員が施設に出勤後に発熱した際に備え、施設で医療用抗原検査キットを購入しておきたいが、対象経費として認められるか。	<p>事業を継続的に実施していくために必要な範囲であれば、補助対象になります。</p>
	24	空気清浄機等のリース代は対象経費となりますか。	<p>空気清浄機等のリース料金については、令和4年4月1日から10月31日までに支払いを完了するものについては対象となります。</p>
	25	施設内の消毒清掃を業者に委託した場合の委託料金は対象経費となりますか。	<p>施設の消毒、清掃を外注した場合、令和4年4月1日から10月31日までに委託料金の支払いを完了するものであれば対象となります。</p> <p>ただし、10月31日までに履行が終了したものが対象です。</p> <p>※令和4年3月の委託料を令和4年4月に支払う場合は対象となります。しかし、令和4年11月に履行予定の委託料を令和4年10月に支払った場合は対象外です。</p>

項目	NO	問	答
感染症対策のための簡易な改修	26	感染症対策のための改修とは何ですか。 【更新】	<p>児童が利用するスペースの衛生環境の改善や換気機能の向上のための簡易的な工事を想定しています。</p> <p>対象工事：トイレの乾式化、非接触型の便器・蛇口設置、壁・床の抗菌、換気扇・エアコン・網戸等の設置、網戸の張替</p> <p>※上記の対象工事以外の工事及び児童が利用しないスペースへ行った工事は補助対象になりません。</p> <p>※単に故障箇所を修理をするための経費は対象となりません。より換気機能が向上するような形で、古いエアコンから新しいエアコンに替えるのであれば対象となります。なお、エアコン交換の際に取り外したエアコンの廃棄費用、リサイクル費用は対象外ですので、申請額から差し引いてください。</p>
	27	感染症対策のための改修を申請するときにはどんな書類が必要になりますか。	工事前、工事後の写真、工事した場所が分かる施設の平面図、領収書等、経費を支払ったことが分かる書類、施工日が分かる書面が必要となります。
	28	エアコンの洗浄費用は対象経費となりますか。	感染症対策のための簡易な改修費用としては、対象外となります。ただし、感染防止用の物品購入経費としてご申請いただいた場合は、対象となります。